

26 学校間連携の推進 (小・中)

― 「自立した学習者」育成に向けた小学校教育から中学校教育への円滑な接続 ―



児童生徒が「なりたい自分」になるためには、身近な出来事に興味・関心を持ち、課題を見つけ、計画的に粘り強く課題解決に取り組むなど、自立的に学ぶことができる資質・能力を育てることが大切です。

そのためには、地域や児童生徒の実態を踏まえ、小中学校の「目指す児童生徒像」を基に、9年間を通じて「育成したい資質・能力」を明確にし、小中が連携して段階的に指導していくことが必要である。

ここがポイント(取組の重点)

◇「目指す児童生徒像」を基に「育成したい資質・能力」を明確にし、共通理解のもと取り組む。

(1) 学び続ける児童生徒の育成に向けた取組

- ① 小中学校での、9年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指し、教育目標及び「目指す児童生徒像」、それらに基づく教育課程編成の方針を共有し、学校改善の手立てとする。
- ② 各校の「目指す児童生徒像」を基に、中学校区で育てたい資質・能力を明確にし、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図るために、教職員間の小中合同研修会を開催する。
- ③ 発達段階に応じて系統的な学習指導やキャリア教育を進めるために、教務主任、研究主任、キャリア教育担当等、ミドルリーダー間で定期的に情報交換、意見交換を行う機会を設定する。
- ④ 小、中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上で、互いに学び合い、9年間を通して児童生徒を育てる発想を持ち、双方の授業研究会や学校行事へ参加するなど交流を深める。

(2) 児童生徒一人一人が安心して学校生活を過ごすために

- ① 児童生徒一人一人が自分らしく学校生活を送るために、生徒指導主事(主任)養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター等が定期的に情報交換・意見交換する機会を設け、児童生徒理解に努める。
- ② 児童生徒の支持的風土の醸成を図るため、児童会・生徒会が一体となって、学校活性化に向けた取組を行う。また、いじめ問題への取組の他、地域行事や様々なイベント等に合同で参加するなど児童生徒同士が交流する機会を設ける。
- ③ 児童生徒一人一人が安心して学びを進めるために、気になる児童生徒については関係機関と連携して合同のケース会議等を開き、支援のあり方について役割を明確にし、子供・家庭への支援を行う。



(3) 家庭や地域への発信

小中の滑らかな接続のためには、家庭や地域の協力も必要不可欠となる。中学校区での様々な取組を学校便りやホームページ等で発信し家庭や地域への理解を深める。

また、家庭学習の習慣化、基本的生活習慣の確立を図るなど家庭教育においても系統的な取組について協力を求める。



■ 関連資料 ■

- ◎ 『沖縄県キャリア教育の基本方針』
- ◎ 『小学校学習指導要領 総則 解説編』
- ◎ 『中学校学習指導要領 総則 解説編』

沖縄県教育委員会 令和 2年
文部科学省 平成29年
文部科学省 平成29年

26 学校間連携の推進

(高等学校)

－ 履修機会の拡大による教育の一層の弾力化 －



今日の多様な生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に対応するため、各学校において多様な選択科目の開設を推進することが求められている。

このため、生徒の実態に応じて、生徒の履修の機会を拡大し、高等学校の教育課程の一層の弾力化を図るとともに、学校間連携のもとに行われる他校での教科・科目の履修を自校の教科・科目の単位として認定する学校間連携を推進する必要がある。また、中学校と高等学校との連携による中高一貫教育の推進、生徒が大学で授業を受講したり、大学の研究者が高等学校で授業を行ったりするなど、高校と大学との連携教育の推進と充実を図る必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- 令和6年度までに、連携型中高一貫教育校2校、併設型中高一貫教育校4校設置
- 高等学校等進学率の改善とともに多様な生徒に対応した教育課程の弾力化、学校間連携の推進が課題
- ◇「学校間連携」に重点

(1) 学校間連携の推進を図る

- ① 連携実施校及び連携協力校(以下、各校)は、管理者で構成する「**学校間連携協議会**」を設置し、「**連携協定書**」を作成してその円滑な実施を図る。
- ② 学校間連携協議会のもとに、両校の管理者及び各担当で構成する「**学校間連携合同会**」を設置し、必要な研究協議等を行う。
- ③ 各校に「**学校間連携推進委員会**」を設置し、学校間連携の趣旨を踏まえた教育課程、単位の認定の方法等効果的な運用を図る。
- ④ 各校の校務分掌に**専任の「学校間連携係」**を位置付け、学校間連携に関する日常的な業務を担う。

(2) 中高一貫教育の推進を図る

- ① 安定したゆとりのある環境の中で、特色ある教育活動を展開し、確かな学力の育成を図る。
- ② 自ら将来の選択と計画ができる生徒の育成と、個に応じた進路指導の充実を図る。
- ③ 6年間にわたり生徒を継続的に把握することを生かし、個性の伸長や優れた才能の発見を図る。
- ④ 地域に根ざした体験活動、国際化に対応する教育活動、学びの探究心に応える教育活動など、また、中学校1年生から高校3年生までの異年齢集団による活動により、社会性や豊かな人間性の育成を図る。

(3) 高校と大学との連携教育の推進及び充実を図る

- ① スーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業やスーパーグローバルハイスクール(SGH)事業等への応募を積極的に推進する。
- ② 琉球大学と県教育委員会が相互に連携してそれぞれの教育活動の活性化を図るため、教育課程等教育内容に関する協定書を平成15年3月に締結し、平成15年度後学期から実施している琉球大学における公開授業、公開講座及び出前講座への参加の推進を図る。
- ③ 探究的な過程を意識した学びを促進するため、琉球大学等の各種プログラムへの参加を積極的に推進する。

■関連資料■

◎『沖縄県立高等学校教育課程編成の基準・教育課程編成の手引』

沖縄県教育委員会 令和3年

26 学校間連携の推進

(特別支援学校)

－ 学びの連続性を重視した対応 －

4 質の高い教育を
みんなに



幼稚園においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園における教育と小学部又は小学校教育との円滑な接続を図ることが重要である。

小学部においては、低学年における学びの特質を踏まえて、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育むことを目的としている生活科と各教科等の関連を図るなど、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫する。

義務教育9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確にし、その育成を高等部における教育又は高等学校教育等のその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫する必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- 特別支援学校学部間、学校間の接続
- ◇「互いの教育課程を理解すること」に重点

(1) 幼稚園・幼稚部等と小学校・小学部との接続

- ① 幼稚園・幼稚部教育が、小学校・小学部以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- ② 幼稚園・幼稚部教育と小学校・小学部との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図る。
- ③ 入学当初をはじめとして、生活科が中心的な役割を担いつつ、他教科等の内容を合わせて生活科を核とした単元を構成したり、他教科等においても、生活科と関連する内容を取り扱ったりする合科的・関連的な指導の一層の充実を図る。(スタートカリキュラムの充実)
- ④ 児童が自らの成長を実感できるよう低学年の児童が幼児と一緒に学習活動を行うことなどに配慮するとともに、教師の相互交流を通じて、指導内容や指導方法について理解を深める。

(2) 小学校・小学部と中学校・中学部との接続

- ① 小学校・小学部、中学校・中学部職員が義務教育9年間の教育活動を理解した上で、全体の教育活動において自分の果たすべき役割をしっかりと認識して、9年間の系統性を確保し、義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく養えるようにする。
- ② 小学校・小学部、中学校・中学部の教員が互いの学校の教育課程を理解するように努める。小学校・小学部教員は、自らが指導する内容が中学校・中学部における学習にどのようにつながっていくのかを理解しながら指導する。また、中学校・中学部教員は、小学校・小学部における学習の履歴を把握した上で各分野の指導をする。
- ③ 小学校・小学部、中学校・中学部教員の合同研修会における意見交換を通じ、学力観、授業観を一貫したものとすることで、指導の充実を図る。

(3) 中学校・中学部と高等学校・高等部との接続

- ① 中学校・中学部における教育を通じて、高等学校・高等部における新たな教科・科目構成との接続を含め、小学校・小学部・中学校・中学部又は高等学校・高等部を見通した改善・充実の中で、高等学校・高等部教育の充実を図る。
- ② 高等学校・高等部においては、指導内容や指導方法を工夫し、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図る。
- ③ 中学校・高等学校特別支援教育連絡協議会を活用し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階、合理的配慮について共有する等、生徒一人一人の調和的な発達を支援するよう努める。

■関連資料■

- | | | |
|---------------------------------|-------|---------|
| ◎『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告』 | 文部科学省 | 令和 3 年 |
| ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(高等部)』 | 文部科学省 | 平成 31 年 |
| ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』 | 文部科学省 | 平成 30 年 |